

条件明示

- (1) 本業務の積算の考え方について、特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務積算基準（令和5年版）（以下「積算基準」という。）」及び「建築保全業務積算要領（令和5年版）（以下「積算要領」という。）」による。
- (2) 本業務の積算に当たり、警備員の単価はすべて、令和7年度建築保全業務労務単価（令和7年2月14日版）における広島地区の日割基礎単価（警備員C）を見込んでいる。
- (3) 本業務の積算に当たり、「積算要領」第6章警備は見積りによらず、特記仕様書で定める警備員数及び勤務時間、年間勤務日数のとおりとする。
- (4) 夜勤単価（1時間当たり）については、「積算要領」によらず、日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算したものに、1.25の値を乗じたものを見込んでいる。
- (5) 直接物品費率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。
- (6) 業務管理費率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。
- (7) 一般管理費等率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。